

滋賀県と県内すべての市町からの重要なお知らせです

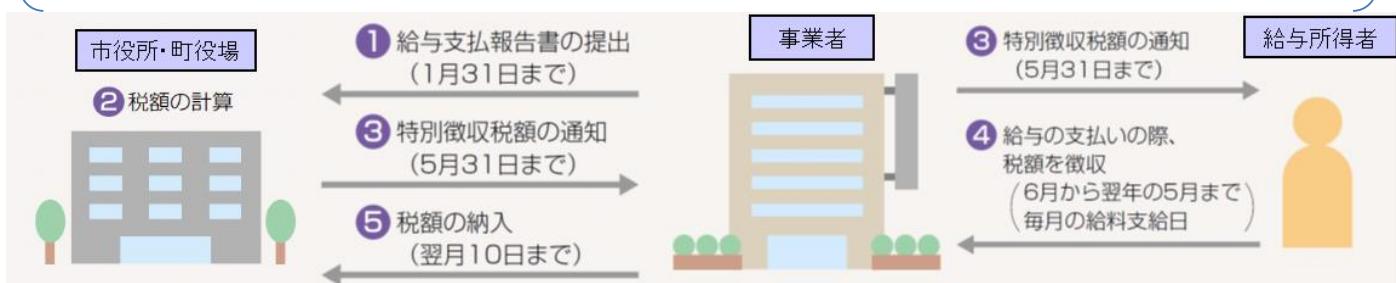
平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

- ◆ 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税（市町民税+県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。
- ◆ 地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、各市町ごとの合算額を納入してください。



【納期の特例】

従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

【問い合わせ】

- 特別徴収の制度については 滋賀県総務部税政課 電話077-528-3213
または 滋賀県南部県税事務所 課税課 電話077-567-5407
- 特別徴収の事務については 野洲市総務部税務課 住民税担当 電話077-587-6040

個人住民税特別徴収 Q & A

Q 1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないので
すか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

A 1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の規定）

なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。

Q 2

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しな
くてもよいのですか。

A 2

給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収する
ことが著しく困難であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しな
くなければならないこととされています。

- ①給与所得のうち支給期間が一月を超える期間（例 年俸一括払い等）によって定めら
れている給与のみの支払いを受けている者
- ②外国航路を航行する船舶の乗組員で一月を超える期間以上乗船することとなるため、
慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者

Q 3

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをすることで何かメリット
はあるのですか。

A 3

特別徴収をすると、従業員がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従
業員（納税義務者）の1回当たりの負担が少なくてすみます。

なお、住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はか
かりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町で行い、従業員ごとの住民税額
を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収（引き去り）し、各市町ごと
の合算額を翌月の10日までに金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。